

事務連絡
令和4年12月1日

特定監理団体
受入造船企業 各位

国土交通省
海事局船舶産課長

外国人造船就労者受入事業の終了に伴う就労可能期間及び
各種提出書類の取扱について【重要】

1. 外国人造船就労者の就労期間と在留期限について

外国人造船就労者受入事業は、「外国人造船就労者受入事業に関する告示」（平成 26 年国土交通省告示第 1199 号。以下「告示」という。）に記載のとおり、令和5年3月31日をもって終了いたします。

これに伴い、外国人造船就労者受入事業での就労については、入国日及び在留期限に関わらず、令和5年3月31日までで終了となり、令和5年4月1日以降は外国人造船就労者として就労することはできませんので遺漏のないようご対応ください（詳細につきましては、別紙をご覧ください）。

なお、新規受入れにつきましては令和3年3月31日をもって既に終了しております。

外国人造船就労者が、引き続き国内で造船・舶用等に従事するためには、特定技能等への在留資格変更の手続きが必要です。

出入国在留管理庁が行う特定技能等への在留資格変更の手続きについては、数週間から数ヶ月の時間を要することがあります。在留資格変更等の申請手続きについては余裕をもって行っていただくようお願いいたします。

2. 各種提出書類について

各種報告書（監査報告書又は確認報告書、退職報告書、帰国報告書、不可事由発生報告書）の提出期限について、令和5年3月31日（必着）といたします。やむを得ず、4月1日以降の提出となる場合については、予め下記問い合わせ先までご連絡ください。

出入国在留管理庁が行う特定技能等への在留資格変更の手続きについては、数週間から数ヶ月の時間を要することがありますので、申請手続きについては余裕をもって行っていただくようお願いいたします。

【各種提出期限等】

提出書類等	期限
監査報告書又は確認報告書	令和5年3月31日（必着）
外国人造船就労者退職報告書（様式第6号） 外国人就労者帰国報告書（様式第9号） 造船特定活動継続不可事由発生報告書（様式第10号）	令和5年3月31日（必着） ※期限までに間に合わない場合については4月中も受付け

※各種書類の提出期限経過後も、ご連絡がなく、かつ、書類の提出がなされていない場合、担当からご連絡させていただくことがございますのでご了承ください。

本件に関する問い合わせ先

国土交通省 海事局 船舶産業課 遠藤、庄司

電話：03-5253-8111（内線 43633）

直通：03-5253-8634

別紙（本年7月15日に通知）

出入国在留管理庁
国土交通省

外国人建設・造船就労者受入事業により外国人建設・造船就労者として特定活動に従事できる期間と在留期間の満了日について

- 外国人建設・造船就労者として特定活動に従事できる期間は、適正監理計画で定める従事させる期間の満了日（以下「適正監理計画の満了日」という。）又は個々の外国人の方の就労可能な期間（2年間又は3年間）（以下「就労可能な期間」という。）のいずれか早い日までとなるので、在留期間の満了日とは異なります。
- また、外国人建設・造船就労者受入事業は、令和5年3月31日で全ての告示が失効となるため、適正監理計画の満了日又は就労可能な期間が令和5年4月1日以降となることはありません。
- そのため、在留期間の満了日が令和5年4月1日以降の場合であっても、適正監理計画の満了日又は就労可能な期間を超えて外国人建設・造船就労者として就労することはできません。
- なお、新型コロナウイルスの影響により、在留資格認定証明書の有効期間の延長を受け、当初の予定より受入れ時期が後ろ倒しになった場合であっても同様です。